

(基本計画(案) - 政策 2 - への質問等に対する) 回答票

第七次筑後市総合計画審議会

番号	頁	提出者	種別	内容	回答
1	15頁	吉野委員	質問 意見	【基本事業 1 の成果指標「自分の意見が尊重されていると思う子どもの割合」について】 この割合は家庭や各学校、どこの場面の事でしょうか。それによって取り組みの内容が変わるのかと思いました。	アンケートは小学5年生、中学2年生および15歳から39歳の若者を対象として実施します。 この成果指標が指す場面は、特定の場面に限定せず、日常生活のあらゆる場面（家庭・学校・地域・社会）を対象としています。具体的には「まわりの大人はあなたの意見を尊重してくれていると感じますか？」といった質問です。 市では、「筑後市こども計画」の重点目標を「すべてのこどもが持つ権利の保障」とし、こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進とこどもの意見表明とその尊重を具体的な施策として取り組みを進めています。
2	15頁	川口委員	質問 意見	【基本事業 2 の「めざす姿」及び基本事業名について】 基本事業 1 では「子どもを権利の主体としてとらえる」としている一方、基本事業 2 の目指す姿は「就労と子育てを両立できる」と、主として保護者側からの視点になっているように見受けられます。保育や放課後の居場所は、保護者の就労と子育ての両立を支える機能だけでなく、子ども自身が安心して過ごし、遊び、育つための生活の場でもあります。子どもの権利・子ども主体の観点を「めざす姿」にも位置付ける必要があるのではないのでしょうか。（例：すべての子どもが、安全・安心な環境の中で、自分らしく過	施策の基本方針にあるとおり、安心して子育てと仕事を両立するための施策として必要な保育事業の受け皿確保という観点から基本事業を設定したところです。 ご意見にありますとおり、保育事業は就労と子育ての両立のためだけのものではなく、子どもが安心して過ごすことができる生活の場であるという認識は市としても同じです。施策の「取組の方向性」欄でも『子どもを権利の主体としてとらえ』ることを記載しているところです。

				ごし、遊び、育つことができ、保護者も安心して就労と子育てを両立できる環境が確保されている。) 基本事業名も保護者側のニーズによりすぎているようにも思いますので、『子どもの育ちを支える保育・放課後環境の充実』などはいかがでしょうか。	質問委員のご意見も踏まえ、子どもの権利・子ども主体の観点がより明確に伝わるよう、「基本事業名」及び「めざす姿」の表現について、再度、検討を行います。
3	15頁	川口委員	質問意見	【基本事業2の「めざす姿」と成果指標、取組の方向性について】 「放課後の居場所」は必ずしも学童保育所とは限らないはずですが、取り組みの方向性に学童保育所しかないのはなぜでしょうか。また、学童保育所の待機児童は、少子化が進む中で0人が続くものと見込まれます。それをもって「めざす姿」にある「安全・安心な子どもの育成環境」になるか疑問です。学童保育所に限って基本事業のめざす姿を図るのであれば、指標としては、学童保育所内の事故やケガの発生件数の減少や、子どもや保護者の満足度を指標とした方が良いのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、放課後の居場所には、学童保育所のほか、塾や習い事、放課後等デイサービス、地域における多様な活動拠点など、様々な形態が存在するものと認識しております。 その一方で、子どもが安全に放課後を過ごす場として、また、保護者の就労等を支える基盤として行政が最も公的に責任を持って整備すべき柱が学童保育であると考えております。 少子化が進む一方で、共働き世帯の増加等により、学童保育に対するニーズは依然として高い水準で推移しており、待機児童の発生を防ぎながら受入環境を維持・確保することは引き続き最優先に取り組むべき課題だと考えております。
4	15頁	川口委員	意見	【基本事業2の取組の方向性について】 「取組の方向性」のところの『障害のある子どもが身近な地域で健やかに育つ』との表現についてですが、障害のある子どもも、もともと地域で暮らす地域の子供です。この表現では、障害のある子どもを地域の外側に置き、地域が受け入れるという印象を与える可能性があるのでは	障害のある子どもを地域の外側に置き、地域が受け入れるといった意図はございませんが、ご指摘を踏まえ、誤解のないような表現への変更について検討を行います。

				ないでしょうか。また、本政策では『子どもを権利の主体としてとらえる』ことを掲げています。その理念との整合性からも、『障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に育つことのできる保育環境を充実させます』など、インクルーシブな表現への変更を検討できないでしょうか。	
5	15頁	川口委員	意見	【基本事業2の成果指標について】 指標の『障害児受け入れ人数』は、対象となる子どもの人口によって変動する数値であり、保育環境が充実したかどうかを測る成果指標として適切でしょうか。例えば、『配慮を必要とする子どものうち、希望する保育施設等を利用できた割合』や『障害や特性を理由に利用を断念・制限された子どもの割合』、『必要な支援・配慮を受け、安心して利用できていると感じる保護者の割合』などを指標とできないでしょうか。	近年、出生数が減少傾向にある一方、発達課題に対する認知の広がり等により、早期に支援に繋がる子どもの割合は増加傾向となっている現状があります。 市は、障害児保育にあたる職員の人件費補助をしており、補助対象の児童数は、行政の支援実績と保育現場の受入実態を的確に反映したもので、最も客観性、妥当性に優れた成果指標であると考えております。 ご意見にある「希望する施設を利用できた割合」等につきましては、障害の程度や専門的な支援体制の状況等により、ご希望通りの施設での対応が叶わない場合もございます。 そのため、この割合を直接的な成果指標として設定することは、実態にそぐわない側面があると考えております。
6	15頁	池松委員	質問 意見	【基本事業2の成果指標「私立保育所等の障害児受け入れ数」について】	指標についてですが、障害児の保護者を対象とした満足度などの個別指標は、現時点では設けておりません。

				障害児受け入れはただ受け入れれば良いというものではなく、そこで適切な支援ができていくことも重要になってくると思います。障害児を育てる保護者の保育環境満足度といった指標は現在あるのでしょうか。もしある場合はそれも指標として追加した方がいいのではないのでしょうか。	新たな調査の実施は、日々の支援に尽力する保育施設や保護者の負担となるため、追加は慎重に考えたいと存じます。
7	14～15頁	吉野委員	意見	【(保育所等に関係して)子どもの居場所・移動手段の充実について】 放課後や休日に、子どもたちが安心して過ごしたり、友達と集まったりできる屋内の居場所がもっとあったらいいなと思います。酷暑によって、公園など外で遊べない期間も長くなっています。 例えば、公民館など既にある地域の施設を、子どもたちの居場所として開放することなどもできないかなと思います。	公民館等の既存施設を開放すること自体は一つの選択肢として考えられますが、実際の運用については、地域や民間側における役割分担とご協力が不可欠だと考えます。
8	16頁	池松委員	質問 意見	【教職員の充足度合と人員確保対策について】 質の高い教育を実施するためには働き方改革だけではなく教職員の充足も必要となってくると思います。現在、全国的に教職員の人手不足が問題となっていますが、筑後市でもそのような状態になっているのでしょうか。その場合、人員確保のためにどのような対策を行っていくのでしょうか。	全国的な教員不足の課題は本市においても例外ではなく、欠員が生じた場合には、常勤・非常勤講師の確保に努めつつ、時には管理職や主幹教諭が授業や学級担任を兼務するなどして、学校現場の教育体制を維持しているのが実情です。 教職員の配置は県の責務ですので、適正な数の教職員が配置されるよう、県に対しては福岡県教育長会等を通じて要望を行っています。その上で、市の負担において、市内全小中学校に教員業務支援員を配置することで、教職員の負担軽減に努めています

9	16頁	川口委員	意見	【施策のめざす姿について】 教育によって「何を豊かにするのか」よりも、これから遭遇する困難に耐えられる子どもをつくるという方向にかなり寄っていると思います。現状の表現では、「これからの社会＝予測困難で、ストレスが多く、逆境や困難にさらされる場所である→そこに適応して耐え、立ち直れる子どもを育てる必要がある」と読めます。一方、基本構想P. 30の政策2には、『自分らしく学び、夢や希望をもって成長できるよう、誰もが安心して通える学校づくりとこども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育の推進が求められる』とあります。基本構想とめざす姿には乖離があるように感じますので、基本構想にある文言にそった『めざす姿』を望みます。 また、「信頼される教育」は、保護者だけでなく、子どもや地域からの信頼も必要です。何より、あくまで主体は子どもであるはずで、教育の信頼は、保護者だけに限定しないで下さい（保護者都合の教育≠子ども主体の教育の可能性もあるため）。 教育は、社会に「適応できる人」を育てるためだけのものではありません。自分の可能性を見つけること、知ることを楽しむこと、人であること、考えること、自分の意見を持つこと、他者と協働すること、そして自分たちでよりよい社会をつくっていくことも学校教育の大きな役割ではないでしょうか。生き抜かなければならないような社会	・基本構想が「本市の教育が目指す大きな理念」を掲げているのに対し、基本計画の「めざす姿」は、予測困難で激動する現代社会の現実を踏まえ、子どもたちがその荒波の中で折れることなく自分らしく歩み続けるための実践的な力として「生きぬく力」の育成を強調したものです。したがって、基本構想の理念と「めざす姿」は矛盾するものではなく、「自分らしく夢に向かって成長する」という理想を実現するために、生きぬく力が不可欠であるという補完関係にあると捉えています。 ・「保護者に信頼される教育」という表現は、保護者の意向のみを優先するという意味ではなく、学校教育が家庭と緊密に連携し、保護者の理解と信頼を基盤にして初めて成り立つものであることに焦点を当てたものです。実際の教育活動においては、保護者のみならず、子ども自身からの信頼や地域社会との協働が不可欠であることから、計画全体の運用や基本事業において担保していきます。 ・学校教育は、単に社会に「適応できる人」を育てるためだけのものではないという指摘のとおり、子どもたちが他者対話・協働し、よりよい社会を自ら創り出していく人材を育む場であることが求められます。そのためにはまず、子どもたち自身が激しい変化や困難をたくましく乗り越える「生きぬく力」を備えていることが前提となります。困難を乗り越える強さと、未来の社会を創造する主体性は対立するも
---	-----	------	----	---	---

				よりも、誰もが生きやすい社会を作れる人材育成の場が学校であって欲しいです。	のではなく、両輪として機能するものと捉えています。
10	16頁	川口委員	質問 意見	【施策の成果指標について】 めざす姿や基本方針の課題を見ると、「レジリエンス」という言葉が出てきますが、レジリエンスを高めることを目標としているのに、成果指標では自己肯定感を測ろうとしています。学校教育では、自己肯定感を高めることが大前提として大切だと思いますので、成果指標はそのまま、「めざす姿」の変更を希望します。 「自分には良い所があると思う」という指標は、割合が高い方が良いはずですが、小学6年生の割合の目標値は、なぜ現状値よりも下がることを目標としているのでしょうか。「85%以上」とはありますが、下がっても良いように見えてしまいます。 学校教育の善し悪しを判断する指標に、「学校教育に満足している『保護者』」の割合しかありません。政策2-1で子どもを権利の主体と位置付けているのに、子どもの満足度を成果指標に入れていないのはなぜでしょうか。	・施策のめざす姿で「レジリエンス」を掲げながら、成果指標として自己肯定感を設定しているのは、自己肯定感こそが、困難をしなやかに乗り越えるための精神的回復力を育む土台であると考えたためです。自己肯定感が育まれてこそ、子どもたちは逆境や困難に直面した際に折れることなく立ち直ることができます。したがって、自己肯定感を測ることを通じてレジリエンスの育成状況を捉える本指標の構成は、理論的に適切であると認識しています。また、全国的な経年変化を比較・検証できる指標としても有効であると考えます。 ・一般的に目標値は現状値より高くなる傾向にあるところ、一部の項目において目標値が低い箇所がある理由については、既に事務局から説明されたと思います（成果指標は、目指す姿にどの程度近づいたかを確認するための代表的なモノサシであり、大まかな基準として捉える必要があることなど）。 ・学校教育における「保護者の満足度」は、家庭の視点から学校運営全般の信頼性を評価するものであり、これまで市民アンケートにより蓄積された標準的な指標です。一方、子ども自身の状態や変化については、「満足度」という単一の指標ではなく、「自己肯定感」「学力・体力指標」「不登校児童生徒数の動向」など、多角的な複数の指標を設けることで、子どもたちの実態

					や育ちの成果をより客観的・総合的に把握・検証していきます。
11	16頁	富安委員	質問	【施策の成果指標「自分には良い所があると思う小学6年生の割合」について】 目標値は現状値より高くなる傾向になるかと思いますが、一部の項目において目標値が低い箇所がありますが、その理由は为什么呢。	一般的に目標値は現状値より高くなる傾向にあるところ、一部の項目において目標値が低い箇所がある理由については、既に事務局から説明されたと思います（成果指標は、目指す姿にどの程度近づいたかを確認するための代表的なモノサシであり、大まかな基準として捉える必要があることなど）。
12	17頁	川口委員	質問 意見	【基本事業1について】 確かな学力の向上を測る指標として、全国学力・学習状況調査の得点を指標とすることは適切でしょうか。これを成果指標にしても、平均値でしかありません。基礎学力がついていない児童がどれくらいいるかは判断できず、指標にはならないのではないのでしょうか。したがって、目指す姿を現す指標は、基礎的な内容が定着している児童生徒の割合ではないのでしょうか。	成果指標として全国学力・学習状況調査の標準化得点を採用しているのは、全国共通の客観的な物差しを用いて、児童生徒の学力水準や経年の推移を検証するためです。教育施策全体の方向性や授業改善の成果を観測する上で、全国平均を基準とした標準化得点は信頼性の高いデータとして機能しています。なお、児童生徒の基礎学力の定着度は、日々の学校現場における個別最適な指導や校内での評価、単元テスト等の中で把握されるものであり、総合計画の「成果指標」としては、全国と比較可能な標準化得点を指標とすることが合理的と考えます。
13	17頁	一ノ瀬委員	質問 意見	【基本事業1の成果指標「小学6年生の国語、算数の標準化得点」について】 現状値103.2点から目標値が100点に下降している理由。	一般的に目標値は現状値より高くなる傾向にあるところ、一部の項目において目標値が低い箇所がある理由については、既に事務局から説明されたと思います（成果指標は、目指す姿にどの程度近づいたかを確認するための代表的なモノサシであり、大まかな基準として捉える必要があることなど）。

					全国学力・学習状況調査における「標準化得点」は、全国平均を「100.0」として算出される統計的な数値です。目標値を「100.0以上」と設定しているのは、得点を下げることがを意図しているものではなく、全国平均水準を上回る学力を継続して維持し続けるという目標を明確にするためのものです。
14	17頁	川口委員	質問 意見	【基本事業2の「めざす姿」について】 「豊かな心の育成」のめざす姿が「規範意識が身につく、将来に対しての夢や目標を持つことができる。」というのは、かなり狭義ではないでしょうか。豊かな心には、自他を尊重すること、多様性を認めること、共感すること、人権感覚、自分の意見を持つこと、助けを求めること、他者と対話することなども含まれるはずです。 しかも成果指標は「困っている人を進んで助ける」です。 それであれば、めざす姿も「自分と他者を大切にし、多様性を尊重しながら、互いに支え合い、自分らしい未来を描くことができる」くらいの方が、現代の学校教育には合うと思います。	「めざす姿」においては、社会生活を送る上で不可欠な「規範意識の定着」や、自らの未来を切り拓く「夢や目標の設定」という、子どもたちに身につけてもらいたい基礎的・基本的な行動規範や意欲を、より具体的に絞り込んで掲げています。「豊かな心」と「規範意識」を結びつけたのは、自分を大切にすると同様に、他者の権利を尊重し守り抜くことが、真の意味で豊かな人間性や他者への思いやりを育む土台になると考えているためです。委員提示の「自分と他者を大切にし、多様性を尊重しながら、互いに支え合い、自分らしい未来を描くことができる」という表現の切り口や重きを置くポイントに違いはありますが、めざす姿の本質において乖離するものではないと考えています。
15	17頁	川口委員	質問 意見	【基本事業2の成果指標について】 「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」を豊かな心の育成の指標に持ってくるのは慎重であるべきではないでしょうか。思春期である小学6年生や中学3年生は、自分の将来に不安や葛藤を持つ時期ではないでしょうか。そういった年代の子ども達が、将来の夢や目標を持つ	この指標を採用した理由は、義務教育の修了や次のステージへの移行期にあたる子どもたちが、自らの将来を見据え、目的意識や前向きな意欲を持って学校生活に臨んでいるかどうかを把握することが重要であると考えたためです。「豊かな心」には、自分自身の未来に希望を持っていることが含まれると考えますが、「夢や目標を持って

				ていないことと、豊かな心が育まれているか否かは別の問題として扱うべきではないでしょうか。	いなければならない」というプレッシャーを子どもたちに与えたり、持っていない状態を否定したりするものではありません。この指標は、あくまで多感な時期に子どもたちが自分の未来に対してどのような希望や展望を描けているかという傾向を観測するためのものです。
16	17頁	川口委員 一ノ瀬委員 富安委員	質問	【基本事業2の成果指標について】 人が困っているときに進んで助ける児童の割合と、将来の夢や目標を持っている小学6年生の割合は、現状値よりも目標値が低いのはなぜでしょうか。 ※目標は必ず上昇するとは限りませんが、その理由をお聞きます。	一般的に目標値は現状値より高くなる傾向にあるところ、一部の項目において目標値が低い箇所がある理由については、既に事務局から説明されたと思います（成果指標は、目指す姿にどの程度近づいたかを確認するための代表的なモノサシであり、大まかな基準として捉える必要があることなど）。
18	18頁	川口委員	質問 意見	【基本事業4について】 ・取組の方向性が、「不登校の未然防止に努めます」となっていますが、不登校の割合を「学校教育の成果指標」として置くと、どうしても、不登校＝減らすべき問題というメッセージになります。これでは、不登校＝悪というメッセージに受け取られかねません。一方で、不登校の割合については、現状値より目標値が高くなっています。不登校に関しては、不登校であっても学びにつながっているか、相談できる人がいるか、安心できる居場所があるか、将来の進路について考えることができているか、本人が必要な支援につながれているかを測る方が、こども主体ではないでしょうか。	・第6次に引き続き不登校児童生徒数の割合を指標にした背景には、不登校児童生徒に対する支援が全国的に大きな課題となっている中、教育委員会としてそのことを正面から受け止め、早期支援のために利活用できる基礎的なデータとして把握する必要があるという理由があります。この指標は、「不登校＝悪」という誤ったメッセージを発信することを意図したものではありません。むしろ、教育委員会として不登校の現状から目を背けず、支援を必要とする子どもたちに適切な支援や居場所が行き届いているかを経年で観測するための参考指標と位置付けています。また、現状値（4.4%）に対して目標値（5.0%）をあえて高く設定しているのは、単にその割合を低く抑えることが目的ではないというメッセージを込めたためです。

				・目指す姿は、「義務教育 9 年間を通して小学校と中学校の連携や学校と地域の連携が保たれている」であるのに、小学校と中学校の連携を測る指標がありません。 ・学校と地域との連携の現状がすでに100%、目標も100%であるならば、連携しているかしていないかから、どのような連携があり、こどもにどんな成果をもたらしているかへ指標を進化させてよいのではないのでしょうか。	・小中連携に関する成果指標を個別に設けていないのは、小中連携の取組自体が、日常的かつ網羅的な教育活動の中で行われているため、個別の指標とすることが性質上難しく、学校の組織的・継続的な営みとして推進されるべきものと考えたためです。小中連携の大きな目的の一つとして、中1ギャップの解消等による不登校への早期対応がありますので、その連携の結果として表れる「不登校児童生徒数の割合」を通じて、連携の効果を評価する設計にしています。 ・学校と地域の連携に関する指標として「学校関係者評価において、学校と地域の連携がとれていると認められた小中学校の割合」を採用しているのは、学校関係者評価というものが、文部科学省が定める「学校評価ガイドライン」に位置付けられた客観的な評価システムであり、市内の状況を同一の物差しで把握できる最も標準的な手法であるためです。現状値が100%であることは、市内全ての小中学校において地域との連携基盤が確立されているという成果を示すものであり、この100%の状態を安定的に継続・維持することが重要だと考えます。その上で、質的な深まりや具体的な効果についても、学校関係者評価の報告書等で毎年度検証し、地域とともにある学校づくりを発展させていきます。
19	18頁	吉野委員	意見	【基本事業 4 の成果指標「不登校児童生徒数の全児童生徒数に対する割合」について】	No.18の回答のとおり、現状値（4.4%）に対して目標値（5.0%）をあえて高く設定しているのは、単に不登校児童生徒数の割合を低く抑えること

				現状値4.4%→目標値5.0%となっていますが、この数は目標値が現在より少なくなった方がよいのでは？と思いました。	が目的ではないというメッセージを込めているためです。
20	18頁	川口委員	質問 意見	【基本事業5について】 めざす姿は、「児童生徒にとって安全安心で快適な学習環境になっている」なので、成果指標は、工事の着手率ではなく、「子どもが安全・安心・快適に学べる環境になったか」という視点で、子どもの満足度等を指標にした方がよいのではないのでしょうか。	成果指標に「長寿命化計画事業の着手率」を掲げている理由は以下のとおりです。 老朽化対策といったハード面の着実な更新は、「安全・安心」な環境づくりの絶対的な前提条件であります。 「こどもの満足度や実感」は教育環境の充実を図る上で重要であると認識しています。様々なものさしの中で、本事業は施設・設備の物理的な更新を目的としていることから、その確実な歩みを進捗によって管理することが最も適切であると考えています。 行政と学校現場が必要とする長寿命化対策を確実かつ着実に実行していくことこそが、結果として子どもたちが安全・安心・快適に学校生活を送るための最も確実な手段であると考えています。 なお、子どもたちが日々どのように感じているかという声につきましても、日々の学校生活や教育活動の中で捉えられる実感を大切に、今後の施設環境の維持・改善にしっかりと活かしてまいりたいと考えております。
21	18頁	吉野委員	意見	【基本事業5について】	近年の気候変動による猛暑や熱中症のリスクから子どもたちの命と健康を守ることは、教育環

				年々暑さが厳しくなり、学校でも暑さによって活動が制限されることが増えているので、これからは酷暑を前提に、子どもたちが安全に学んだり活動したりできる学校環境を考えていく必要があるのかなと思います。 例えば、体育館などへの空調設備や、野外活動時に利用できる日よけ・シェードの設置など。	境の充実における優先課題の一つであると認識しております。 本市におきましては、これまでも児童生徒が快適に学ぶための環境改善を進めており、普通教室への一斉整備、また昨年度にはすべての小中学校の特別教室（理科室や図工室等）への空調設備の設置を完了しました。 さらに、ご指摘の体育館への空調設備設置につきましても、避難所としての機能強化も含め、検討を進めているところであります。 加えて、屋外活動時における日よけやシェードの設置をはじめとする環境改善を図るとともに、学校現場における適切な暑さ指数（WBGT）の把握や、活動の中止・制限といった熱中症に対する適正な運用・管理の徹底も極めて重要であると考えています。
22	14～ 18頁	川口委員	意見	【全体的に】 政策2-1で「子どもを権利の主体」と宣言しているのに2-2に入ると、その理念が急に薄くなっているように感じます。 「困難に耐えられる子どもにする」「規範意識を身につけさせる」「夢や目標を持たせる」「不登校を未然防止する」「保護者に信頼される教育をする」という、大人が望ましいと考える子ども像へ導く教育がかなり前面に出ているように感じます。 「一人ひとりの子どもが権利の主体として尊重され、自分の良さや可能性を実感し、安心して学び、多様な他者と	委員からの「一人ひとりの子どもが権利の主体として尊重され、自分の良さや可能性を実感し、安心して学び、多様な他者と関わりながら、自分らしい未来を描いていける学校教育こそが求められている」という考えについては、教育委員会も共通の認識として持っています。 その上で、施策2-2に掲げている取組は、一見すると大人の考えが前面に出ているように感じられるかもしれませんが、これらはいずれも「子どもを権利の主体」として捉え、その子どもの権利や尊厳を守るために不可欠な取組であると認識しています。例えば、困難を乗り越える力や将来への目的意識、規範意識を育むことは、子どもた

				関わりながら、自分らしい未来を描いていける学校教育」であることが、これから求められている教育だと認識しています。	ちから主体性を奪うものではなく、子どもたちが将来、変化の激しい社会や理不尽な壁に直面したときにも、自らの権利を守り、自分らしい未来を力強く切り拓いていくための土台を築くものです。 つまり、施策2-1の「子どもを権利の主体とする」という理念は、施策2-2の個別の取組と切り離されたものではなく、目指すべき方向に向かって一つにつながっているものと捉えています。引き続き、この理念を大切にしながら、学校教育の充実に努めます。
23	—	吉野委員	意見	【全体に関する意見について】 ※他校のPTAの方からも意見をいただいたので、送信させていただきます。 ①公共交通が少ない筑後市では、子どもの移動を親の送迎に頼ることが多いと思います。特に中心部から離れた地域ほど、子どもが自分で移動できる場所が限られ、親の送迎負担も大きいのではないのでしょうか。 ②これからの時代に必要な教育・特色ある教育の実施	① ファミリー・サポート事業では、一時的、短期間の送迎の依頼を受けています。例えば、保護者が出産等の理由により、きょうだい児の保育施設への送迎ができない場合や、月に数日の残業があり保育施設への迎えの時間に間に合わない場合の依頼等があります。有償ではありますが、あくまでもボランティアのため、引き受けてくださる方が見つければということになります。 ②多様性の理解、金融に関する知識、スマートフォンの安全利用、ネットや犯罪から身を守るための知識などは、予測困難な現代社会を自立して生き抜く子どもたちにとって極めて重要なテーマ

			教科学習以外にも、これから社会で生活していくために必要なことを学ぶ機会がもっとあってもいいなと思っています。 例えば ・多様性（マイノリティの人が身近にいるかもしれないということ） ・金融やお金（貯蓄だけでなく投資なども含めて） ・スマホ（使わせないだけではなく、安全に使うための知識） ・ネットやサイバー犯罪、詐欺から自分を守るための知識 などです。 また、さいたま市の小１からの英語教育のように、「筑後市ならではの特色ある教育」があってもいいなと思います。羽犬塚小でも、PTA発で校医さんに協力していただき、「虫歯ゼロ」を目指す取り組みができないか検討しているところです。隣の八女市には「お仕事図鑑」もあるので、地域の企業や仕事を知る機会なども含めて、筑後市だからこそできる教育があったら、子育て世代にとっても魅力になるのかなと思います。 ③子育て世帯の経済的負担の軽減 保育料、医療費、給食費、高校など、無償化の範囲が広がればもちろん助かります。	であると認識しています。こうした内容は、現在の学習指導要領において、道徳科や社会科、家庭科などの教科で学習することとされています。その上で、変化の激しい社会情勢や子どもたちの実態に合わせて、これらの学びをより実践的で生きた形へと充実させていくことは、今後の学校教育において大切な視点であると捉えており、引き続き効果的な指導の工夫に努めます。 また、筑後市ならではの特色ある教育の推進につきましても、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちが地元の仕事や地域社会の魅力を肌で感じられるようなキャリア教育や体験活動などの充実にしっかりと取り組んでいきます。 ③子育て世帯の経済的負担に対し、当市においても保育料の軽減や高校生世代までの医療費助成、学校給食費への助成などに取り組んでいるところです。無償化を含む支援の拡充については、限られた財源の中で、施策の必要性や効果、他の行政サービスとのバランス、将来にわたる持続可能
--	--	--	---	--

				④子育て支援、学校教育、公共交通が「重要度が高い一方で満足度が低いという結果について それぞれ、具体的に何に対する満足度が低いのか、何が足りないと感じているのか？また、年代別や子育て世帯別、地域別（校区别）でも分析されているのか？ もし詳しい調査結果があれば聞いてもらえるとありがたいです。 正直、PTAからの意見や要望全てを実現するのは、財源的にも難しいと思っています。だからこそ、満足度調査の詳細から「市全体でどんなことに困っているのか」が分かれば、優先すべき課題も見えてきて、市PTAからも市政に役立つ意見を出せるかとも思いました。	性などを総合的に勘案し、今後も検討してまいります。 また、居住する自治体によって受けられるサービスに格差が生じることのないよう、全国一律の制度として実施すべき支援については、国に対して必要な措置を講じるよう求めてまいります。 ④第七次総合計画基本構想P.21の「施策別の満足度・重要度」の表は、企画調整課が実施する「市民アンケート」のデータを基に作成しています。 本アンケートは市全体の総合的な傾向を把握することを主な目的としているため、各施策における具体的な不満点や不足要素に絞った詳細な設問や調査結果を持ち合わせておりません。 また、本アンケート全体の有効回答数（463人）は、統計的に筑後市全体の傾向を表す水準（信頼度95%、許容誤差5%）を満たしております。しかし、これを「地域別」等の属性に細分化し集計しようとする場合、1グループあたりの回答数が少なくなるため、統計上の誤差が大きくなり、結果としてその属性の傾向を正確に表しているとは言えなくなってしまいます。 アンケートには年代や居住地等の設問があるため集計自体は可能ですが、上記のような統計上の理由から、現在の結果を用いた詳細な属性分析には一定の限界があることをご理解ください。 そのうえで、各施策分野において具体的に何が足りないのかを深堀するためには、必要に応じ各
--	--	--	--	---	--

					施策ごとに個別の調査やヒアリング等により原因分析を行う必要があります。 子育て支援の施策については、子育て世帯への支援策として様々な取組を行っており、一定の環境は整っていると思われますが、市民アンケートの自由記述によると、室内の子どもの遊び場の充実や子ども医療費の自己負担など、近隣自治体等との比較において劣ると感じるといった意見をいただいております、これらが満足度に影響を及ぼしていると考えられます。 学校教育の施策において、満足度が低い要因を市民アンケートから分析しますと、教職員の不足や教職員の負担増加、それに伴う教職員の時間的な余裕のなさが主な背景として考えられます。子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導を行い、質の高い学校教育を維持していくためには、現場を支える教職員の環境改善が不可欠であることから、「施策の基本方針」の課題として「教職員の働き方改革」を掲げています
--	--	--	--	--	---